

1. 滞調法とは

2. 強制執行等の概要

- (1) 不動産に対する強制執行の概要
- (2) 債権に対する強制執行の概要
(債権執行の特色と流れ)

3. 不動産差押えの競合 (滞納処分が先行する場合)

- (1) 強制競売開始の通知
- (2) 強制競売の手続きの制限
- (3) 滞納処分による差押えの解除の通知
- (4) 強制競売の申立ての取下げ等の通知
- (5) 強制競売に係る差押登記の職権抹消
- (6) 残余金の処理
- (7) 強制執行続行の決定
- (8) 担保不動産競売事件の場合
- (9) 仮差押えとの競合

4. 不動産差押えの競合 (強制執行等が先行する場合)

- (1) 滞納処分の通知等
- (2) 滞納処分による差押えの解除の通知
- (3) 公売手続きの制限
- (4) 強制競売の申立ての取下げ等の通知
- (5) 滞納処分による差押登記・
参加差押登記の職権抹消
- (6) 強制執行続行承認の決定
- (7) 担保不動産競売事件の場合
- (8) 仮差押えとの競合

5. 債権差押えの競合 (滞納処分が先行する場合)

- (1) 差押えの通知
- (2) 強制執行による差押えの効力の拡張
- (3) 取立て等の制限
- (4) 権利供託
- (5) 取立てと残余金の処理

- (6) 滞納処分による差押えの解除(供託前)
- (7) 滞納処分による差押えの解除(供託後)
- (8) 配当等の実施
- (9) 差押命令等の取下げ等の通知
- (10) 強制執行続行決定

6. 債権差押えの競合 (強制執行が先行する場合)

- (1) 執行裁判所等への通知
- (2) 強制執行による差押えの効力の拡張
- (3) 義務供託
- (4) 取立て等の制限
- (5) 配当等の実施
- (6) みなし交付要求
- (7) 滞納処分による差押えの解除(供託前)
- (8) 滞納処分による差押えの解除(供託後)
- (9) 債権執行の申立ての取下げ等の通知
- (10) 滞納処分続行承認

7. 給与差押えの競合

- (1) 差押禁止額の取扱い
- (2) 滞納処分が先行する場合
- (3) 強制執行等が先行する場合
- (4) 給与差押え競合の注意点

講師紹介

大阪市財政局 税務部収税課 前川 洋一 氏
 収納対策特別チーム 担当係長
 (元 大阪市財政局税務部市債権回収対策室 市債権収納担当課長)

1992年大阪市生野区役所税務課で滞納整理業務を開始。2003年財政局収納対策特別チームで高額難件事案を担当。2006年財政局税務部で区役所・市税事務所に對し指導業務を担当。2012年京橋市税事務所収納対策担当課長代理。2015年大阪府へ派遣され「大阪府域地方税徴収機構」の初代総括リーダー。2019年財政局税務部市債権回収対策室 市債権収納担当課長。2023年定年退職し、再任用にて現職。

これまで新潟県・愛媛県・富山県・滋賀県などで市町村職員向けの研修講師を務めたほか、2018年より全国市町村国際文化研修所で「市町村税徴収事務」「滞納整理の実践と徴収マネジメント」研修の講師を行っている。

(4.5)

▶ 申込要領 ◀

WEBお申込みの流れ

- ① 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー／講座」を選択
- ③ 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ ご希望セミナーを検索
- ⑤ セミナー詳細の「WEB申込」からお申込み
- ⑥ お申込み後、確認メールが届きます
- ⑦ お申込み完了

お申込受領後、請求書と参加券をご連絡担当者までお送りいたします。
 開催5日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。

【留意事項】

- ・ご参加者が定員を超えた場合や同業の方からのお申込みはお断りする場合がございます。
- ・ご参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止または延期させていただく場合がございます。
- ・参加申込みの方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。

(以下、オンライン中継のみ)

- ・視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- ・ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、個別の対応や返金はできかねますのでご了承ください。